佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十号

佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例

(佐賀県道路占用料条例の一部改正)

第一条 佐賀県道路占用料条例 (昭和二十八年佐賀県条例第二十五号) の一部

を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表 (第2条関係)

占用物件		占用料	
	白用物件	単位	金額
法第32条第1項第1	電柱	1本につき1年	1,200円
号に掲げる工作物	電話柱		670円
	その他の柱類		67円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	7円
	地下に設ける電線その他の線類	き1年	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	660円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	400円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 表示面積1平方メー トルにつき1年	1,300円
	郵便差出箱		570円
	広告塔		1,100円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
法第32条第1項第2	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつ	40円
号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の もの	き 1 年 	61円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の もの		81円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のも の		160円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のも の		400円
	外径が1メートル以上のもの		810円

法第32条第1項第3号	号及び第4号に掲げ	<b>ずる施設</b>	占用面積1平方メー	1,300円
法第32条第1項第5 号に掲げる施設		階数が1のもの	トルにつき1年	Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を 乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を 乗じて得た額
	上空に設ける通路	· 各		570円
	地下に設ける通路	<b></b>		340円
	その他のもの			1,300円
法第32条第1項第6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他 けるもの	也の催しに際し、一時的に設	占用面積1平方メートルにつき1日	11円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	110円
道路法施行令(昭和 27年政令第479号。	看板 (アーチで あるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110円
以下「令」という。) 第7条第1号に掲げ		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1, 100円
る物件	標識		1本につき1年	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11円
		その他のもの	1本につき1月	110円
	幕(令第7条第2号に掲げる工	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メー トルにつき1日	11円
	事用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メー トルにつき1月	110円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100円
		その他のもの		570円

令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用 材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110円
令第7条第4号に掲げ	ずる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		130円
令第7条第6号に掲 げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	Aに0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.020を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を 乗じて得た額
令第7条第7号に掲 げる施設	建築物		Aに0.016を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を 乗じて得た額
	建築物		Aに0.020を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を 乗じて得た額
令第7条第9号に掲 げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.020を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を 乗じて得た額
令第7条第10号に掲げ	ずる器具		Aに0.028を 乗じて得た額
令第7条第11号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.020を 乗じて得た額

その他のもの	Aに0.028を
	乗じて得た額

- 備考 1 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をい うものとする。
  - 2 Aは、占用物件に直近する土地の時価(これにより難いときは、当該土地の近傍類地の時価)を 表すものとする。

# (佐賀県立都市公園条例の一部改正)

第二条 佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)の一部

を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

### 別表第2 (第9条関係)

	区分	単位	金額
公園施設を設置する	建築物	1平方メートルにつ	62円
場合	建築物以外	き1月	3円
公園施設を管理する	建築物		440円
場合	建築物以外		8円
都市公園を占用する	電柱	佐賀県道路占用料条例	
場合	鉄塔	賀県条例第25号)別ま	長に定める単位
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類 するもの		
	防火用貯水槽その他で地下に設けられるもの		
	郵便差出箱、公衆電話所その他これらに類するもの		
	標識		
	展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他 これらに類する催しのために設けられる仮設 工作物		
	工事用板囲、足場、詰所その他これらに類す るもの及び竹木、土石その他工事材料の置場		
都市公園を使用する 場合	行商、募金、露店営業その他これらに類する もの	1日	260円
	業として写真を撮影するもの	1月	5,210円
	業として映画を撮影するもの	1日	10,470円
	展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他 これらに類する催しをするもの		2,890円
	花火、キャンプ・ファイヤー等火気を使用するもの		2, 320円

備考 1 公園施設を管理する場合において、職員等の通勤のための駐車場として管理するときは、この表

に掲げる額にかかわらず、佐賀県行政財産使用料条例(昭和39年佐賀県条例第33号)別表に掲げる額とする。

2 使用面積、長さ又は使用期間が単位未満のもの又は単位未満の端数は、それぞれ切り上げて計算する。

## (佐賀県漁港管理条例の一部改正)

第三条 佐賀県漁港管理条例(昭和四十八年佐賀県条例第十六号)の一部を次

のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第13条関係)

		区分	単位	単価
使用料	岸壁物揚場	普通船舶	総トン数1トンにつき 係留1回 (係留時間24 時間まで)	3円
		定期の船舶	総トン数1トンにつき 係留1回	4円
		指定船舶	船舶の長さ1メートル につき係留1回(係留 時間24時間まで)	10円
	指定船舶用泊地		船舶の長さ1メートル につき係留1回(係留 時間24時間まで)	8円以内で規 則で定める額
	野積場、漁具干場、船揚場その他の漁港施設用地		使用面積1平方メート ルにつき1日	1.5円
占用料	漁港施設用地その他の 漁港施設(水域施設を 除く。)	上屋、倉庫その他これらに類するも のを設置する場合	占用面積1平方メート ルにつき1月	27円
料		電柱、広告塔、看板、その他これら に類するものの敷設用地及び電線、 水道管、ガス管等の地下埋設物の敷 設用地として使用する場合	佐賀県道路占用料条例 県条例第25号)別表に気 額による。	
		職員等の通勤のための駐車場として 占用する場合	佐賀県行政財産使用料多 佐賀県条例第33号)別ま 及び額による。	
		その他の場合		45円

備考 1 使用料等の額の算定の単位がトン、メートル、平方メートル、日又は月である場合において、総トン数、長さ、使用面積若しくは占用面積又は使用の期間若しくは占用の期間が1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満、1日未満若しくは1月未満のもの又は1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満、1日未満若しくは1月未満の端数は、それぞれ1トン、1メートル、1

平方メートル、1日又は1月に切り上げる。

- 2 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
- 3 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
- 4 使用料等の額を計算した場合において、その計算して得た額が100円未満であるときはその額は100円に、その計算した額に10円未満の端数があるときはその端数の額は10円にそれぞれ切り上げる。

別表第3 (第14条関係)

	区分	単位	単価
通路及び橋りよう		1平方メートルにつき1年	50円
暗きよ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以 上のもの	1メートルにつき1年	110円
	外径又は外辺が0.3メートル未 満のもの		70円
電柱類		1本につき1年	570円
物揚場等		1平方メートルにつき1年	70円
漁業用工作物 (蓄養及び養殖施設を含む。)			9円
その他			100円

- 備考 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
  - 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが 1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未 満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
  - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
  - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
  - 5 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときはその額は100円に、 その計算した額に10円未満の端数があるときはその端数は10円にそれぞれ切り上げる。

# (佐賀県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第四条 佐賀県海岸占用料等徴収条例(平成十二年佐賀県条例第二十号)の一

部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

### 別表第1 (第2条関係)

### 占用料

	区分	単位	単価
道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年	50円
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以 上のもの	1メートルにつき1年	110円
	外径又は外辺が0.3メートル未 満のもの		70円
電柱類		1本につき1年	570円
物揚場等		1平方メートルにつき1年	50円
採草及び牧草用地、ゴルフ場等			9円
その他			100円

### 備考 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。

- 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが 1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未 満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
- 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
- 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
- 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。
- 6 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときは、その額は100円 に切り上げる。占用料を知事が定める期間ごとに徴収する場合において、期間ごとに徴収する占用 料の額が100円未満のときも、同様とする。

# (佐賀県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第五条 佐賀県流水占用料等徴収条例(平成十二年佐賀県条例第二十一号)の

一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

### 別表第3 (第2条関係)

十地占用料

	区分	単位	単価
道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年	50円
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以 上のもの	1メートルにつき1年	110円
	外径又は外辺が0.3メートル未 満のもの		70円
電柱類		1本につき1年	570円
物揚場等		1平方メートルにつき1年	50円
軌道			290円
採草及び牧草用地、ゴルフ場等			9円
その他			100円

- 備考 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
  - 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが 1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未 満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
  - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が年度の中途から始まり、又は年度の中途において終わるものについて占用開始の日又は占用終了の日の属する年度に徴収する占用料の額は、当該年度に占用した月数を基礎として月割りにより計算する。
  - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が一の年度において30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
  - 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。
  - 6 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときは、その額は100円 に切り上げる。占用料を2以上の年度に分けて徴収する場合において、その徴収する年度の占用料 の額が100円未満のときも、同様とする。

(佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部改正)

第六条 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例(平成十三年佐賀県条例第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

### 別表第2 (第3条関係)

占用料

区分		単位	単価
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以 上のもの	1メートルにつき1年	100円
	外径又は外辺が0.3メートル未 満のもの		60円
電柱類		1本につき1年	440円
その他		1平方メートルにつき1年	50円

- 備考 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
  - 2 占用料の額の算定の単位がメートル又は平方メートルである場合において、長さ又は占用面積が 1メートル未満若しくは1平方メートル未満のもの又は1メートル未満若しくは1平方メートル未 満の端数は、それぞれ1メートル又は1平方メートルに切り上げる。
  - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
  - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
  - 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの 以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。
  - 6 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときは、その額は100円 に切り上げる。占用料を知事が定める期間ごとに徴収する場合において、期間ごとに徴収する占用 料の額が100円未満のときも、同様とする。

# (佐賀県砂防法施行条例の一部改正)

第七条 佐賀県砂防法施行条例(平成十五年佐賀県条例第二十六号)の一部を

次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

### 別表第1 (第6条関係)

### 占用料

	区分	単位	単価
道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年	50円
暗きょ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以 上のもの	1メートルにつき1年	110円
	外径又は外辺が0.3メートル未 満のもの		70円
電柱類		1本につき1年	570円
物揚場等		1平方メートルにつき1年	50円
軌道			290円
採草及び牧草用地、ゴルフ場等			9円
その他			100円

- 備考 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。
  - 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが 1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未 満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
  - 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用 の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
  - 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
  - 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの 以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。
  - 6 占用料の額を計算した場合において、その計算した額が100円未満であるときは、その額は100円 に切り上げる。占用料を知事が定める期間ごとに徴収する場合において、期間ごとに徴収する占用 料の額が100円未満のときも、同様とする。

(佐賀県港湾管理条例の一部改正)

第八条 佐賀県港湾管理条例(昭和四十七年佐賀県条例第三十六号)の一部を

次のように改正する。

をもつて算定した額の使用料、」を削り、「ものに係る使用料にあつては」を 「ものに係る使用料にあつては、」に改める。 第四条第一項中「貯木場の一月未満の使用に係る使用料にあつては日割り

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第3条、第4条関係)

使用料

		区	分	単位	単価	
重要港湾	泊地	プレジャース	<b>ポート</b>	船舶の長さ1メートル につき1日	8.4円以内で規則で定める額	
湾	岸壁、浮桟 橋(ヨット	プレジャー ボート	プレジャーボート用浮桟橋を 使用する場合		26. 2円	
	ハーバー浮		その他の場合		10.5円	
	桟橋を除く。) 又は物揚場	普通船舶(総	窓トン数20トン未満の船舶を除	総トン数1トンにつき 係留1回 (係留時間24 時間まで)	4.5円 (外航船舶にあつ) ては、4.4円	
		定期船舶			2円	
	ヨットハーバー浮桟橋	長さ5メート	い未満の船舶	1日	830円	
				1月	9,230円	
		長さ5メート	トル以上7メートル未満の船舶	1日	1,050円	
				1月	11,550円	
		長さ7メートル以上9メートル未満の船舶		1日	1,350円	
				1月	13,850円	
		長さ9メート	い以上の船舶	1日	1,780円	
				1月	18,470円	
	可動橋			1回	2,160円	
	歩廊橋				2,200円	
	上屋	雑貨上屋を使	<b></b> 使用する場合	使用面積1平方メート	7円	
		1	水産上屋を 使用する場	昭和51年度に建設したものを 使用するとき	ルにつき 1 日	11.2円
		合	昭和54年度に建設したものを 使用するとき		12. 2円	
		くん蒸上屋を	全使用する場合	1回	22,050円	

	野積場及び 附属する施 設	野積場を使用する場合	使用面積1平方メート ルにつき1日	2円 (舗装区域にあつ) ては、2.9円			
_		冷凍コンテナ用コンセントを使用する場合	使用口数1口につき1 時間	11.2円			
		野積場附属事務所を使用する場合	使用面積1平方メート ルにつき1日	24. 7円			
	給水施設		給水量1立方メートル	レ 670円 (外港船舶にあつ) (ては、640円			
	給電施設		1回(使用時間1時間 まで)	87円			
	港湾施設用地	港湾機能施設用地として使用する場合	使用面積1平方メート ルにつき1月	60円 (知事が別に定め る者にあつては、 30円			
		電柱、広告塔、看板、その他これらに類するものの敷設用地及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物の敷設用地として使用する場合	佐賀県道路占用料条例 例第25号) 別表に定める				
		その他の場合	使用面積1平方メート ルにつき1月	当該土地の時価評 価額に1,000分の 3を乗じて得た額			
	荷役機械		1回(使用時間30分まで)	9,000円			
地方港湾	泊地	プレジャーボート	船舶の長さ1メートル につき1日	8.4円以内で規則で定める額			
湾	岸壁、浮桟	プレジャーボート		10.5円			
	橋又は物揚場	普通船舶(総トン数20トン未満の船舶を除く。)	総トン数1トンにつき 係留1回 (係留時間24 時間まで)	4円 (外航船舶にあつ) (ては、3.9円			

			1.5			
野積場	定期船舶	使用面積1平方メート ルにつき1日	1. 5円			
港湾施設用地	港湾機能施設用地として使用する場合	使用面積1平方メートルにつき1月	51円 (知事が別に定め る者にあつては、 26円			
	電柱、広告塔、看板、その他これらに類するものの敷設用地及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物の敷設用地として使用する場合	佐賀県道路占用料条例別 び額による。	例別表に定める単位及			
	その他の場合	使用面積1平方メート ルにつき1月	当該土地の時価評 価額に1,000分の 3を乗じて得た額			

- 備考 1 プレジャーボートとは、ヨット、モーターボートその他これらに準ずる船舶(漁船、定期船、貨物船その他の業務用船舶及び起重機船、台船その他の作業用船舶を除く。)をいう。
  - 2 使用料の額の算定の単位が月、日、トン、メートル、平方メートル又は立方メートルである場合において、使用許可期間、総トン数、長さ、使用面積又は給水量が1月未満、1日未満、1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満又は1立方メートル未満のもの又は1月未満、1日未満、1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満又は1立方メートル未満の端数は、それぞれ1月、1日、1トン、1メートル、1平方メートル又は1立方メートルに切り上げる。
  - 3 使用料の額の算定の単位が年である場合において、使用許可期間が1年未満であるとき、又は使用許可期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
  - 4 使用許可期間を月割りにより計算する場合には、使用開始の日の属する月及び使用終了の日の属する月は、使用した月数に含むものとする。ただし、使用許可期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。

### 別表第2 (第12条関係)

港湾区域内の水域又は公共空地の占用料

	区分	単位	単価	
通路及び橋りよう		1平方メートルにつき1年	50円	
暗きよ、円管及び線類 外径又は外辺が0.3メートル以 上のもの		1メートルにつき1年	110円	
	外径又は外辺が0.3メートル未 満のもの		70円	
電柱類		1本につき1年	570円	
物揚場等		1平方メートルにつき1年	70円	
漁業用工作物(蓄養及び養殖	値施設を含む。)		9円	
その他			100円	

### 備考 1 上空に架設する電線及び電話線については、徴収しない。

- 2 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルである場合において、占用面積又は長さが 1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未 満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。
- 3 占用料の額の算定の単位が年である場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
- 4 占用の期間を月割りにより計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、占用の期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。
- 5 3の規定にかかわらず、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料は、日割りにより計算する。

### 附則

## (施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

### (経過措置)

2

収条例、 なお従前の例による。 料等から適用し、 佐賀県港湾管理条例の規定は、 佐賀県漁港管理条例、 この条例による改正後の佐賀県道路占用料条例、佐賀県立都市公園条例、 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例、 この条例の施行の日前の許可等に係る占用料等については、 佐賀県海岸占用料等徴収条例、佐賀県流水占用料等徴 この条例の施行の日以後の許可等に係る占用 佐賀県砂防法施行条例及び

参考資料

第八条(佐賀県港湾管理条例の一部改正)に係る新旧対照表

2 6 略			用料)を納付しなければならない。	算定した額に一・○五を乗じて得た額の使	に係る使用料にあつては、日割りをもつて	税を課さないこととされるもの以外のもの	第百八号)第六条第一項の規定により消費	の使用のうち消費税法(昭和六十三年法律	により算定した額の使用料(港湾施設用地	「使用者」という。)は、別表第一の規定	第四条 前条第一項の許可を受けた者(以下	(使用料等)	改正後
2 / 6 略	用料)を納付しなければならない。	算定した額に一・○五を乗じて得た額の使	のに係る使用料にあつては日割りをもつて	費税を課さないこととされるもの以外のも_	律第百八号)第六条第一項の規定により消	地の使用のうち消費税法(昭和六十三年法	をもつて算定した額の使用料、港湾施設用	未満の使用に係る使用料にあつては日割り	により算定した額の使用料(貯木場の一月	「使用者」という。)は、別表第一の規定	第四条 前条第一項の許可を受けた者(以下	(使用料等)	改正前